

## 第90回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年10月18日(木) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年10月18日(木) 午前 9時44分
- 3 閉会の日時 平成30年10月18日(木) 午前10時 6分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	欠	10	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 三宅 利彰  
 東区協議会副会長 岸本 行雄

事務局 担当局長 森本 章男 参事監 箕浦 勝宏  
 参事監 真田 明彦 総務・農政担当課長 倭 信幸  
 農地担当課長 佐藤 孝司 農地担当課長補佐 竹田 了久  
 農地担当係長 入江 貢 副主査 橋本 聡実  
 副主査 清水 洋子

### 7 傍聴者 0名

### 8 議題

#### 第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
  - (5) 岡山市農用地利用集積改革の決定について(利用権の設定及び転貸)
  - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について



問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1ページ3番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約52アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在約91アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進委員 3番、4番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は1番から4番の4件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は4件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 2ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区沖元の実

家に父母と3人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、実家の隣接地で、両親の面倒も見やすい、申請地を父から使用貸借して自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、東大阪市の借家に家族4人で住んでいますが、復職のため住民票は実家に移しており、家財道具も増え、手狭になったため、実家の隣接地で、両親の面倒も見やすい、申請地を祖父から使用貸借して分家住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は物品販売業・コンビニエンスストアで貸借権を設定します。申請地は住宅が立ち並んだ集落の中にあり、県道にも接道しているため利便性も高く、周辺に物品販売店舗がないため、申請地を賃借して、販売店舗に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番5番は渡人が同一のため、同時に説明します。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

4番、受人は現在、中区倉田の借家に家族5人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、生活圏も変わらず子供の学校・保育園がかわらずにすむため、申請地を転用しようとするものです。

5番、受人は現在、南区西市の借家に夫婦で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、通勤しやすい、申請地を転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番から5番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としていきます。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員  
議 長

ありません。

次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査

2 ページ 6 番、申請地は農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、申請地南側の隣接地で建設業を営み、事務所に隣接する土地を露天駐車場として使用していますが、事業拡大に伴い手狭となったため、事務所に隣接し資材の搬出入に支障のない申請地を露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

7 番、申請地は農地の広がりがあるが 10ヘクタール以上の 1 種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、東区金岡西町の借家に夫婦二人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、実家に隣接し農業の手伝いもできる父所有の土地に分家住宅を建築しようとするものです。1 種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父親の土地で他に代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

8 番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は露天駐車場に貸借権を設定します。永久転用目的の一時転用で、転用期間は許可日から 3 年間です。受人は現在、北区青江四丁目に本社を置き、東区古都宿の東岡山営業所で重機を中心に総合レンタル業を営んでいますが、7 月豪雨の復興作業に起因するレンタル受注が飛躍的に伸び、事業拡大も踏まえて大型車両やユニック等の重機の新規購入で保管場所が不足したため、営業所に近接する申請地を借り受け、露天駐車場として転用するものです。農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがない例外にあたり、許可が可能です。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の様態を岸本協議会副会長さん、報告願います。

岸本推進委員

6 番から 8 番の 3 件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

それでは申請等（2）の 1 番から 8 番までの 8 件を、許可と決定してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは申請等（2）の 8 件を、許可と決定します。

次に申請等（3）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）、申請等（4）

(利用権の設定)、申請等(5)(利用権の設定及び転貸)を一括して審議します。それでは事務局から説明を、お願いします。

橋本副主査

今回の利用集積計画について、説明します。別冊議案を、ご覧ください。

申請等(3)の所有権の移転については東区分のみの1ページ1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。

次に申請等(4)の利用権の設定については、中区が2ページ1番から4ページ23番の23件、東区が5ページ1番から38ページ283番の283件です。その内中間管理事業分は、東区分が34件となっています。

申請等(5)の利用権の設定及び転貸は、中区が39ページ1番から45ページ31番の31件、東区が46ページ1番の1件です。

別に配布しています利用集積集計表を、ご覧ください。申請等(4)、(5)を、合計したものに なります。岡山市全体では計634件、第二委員会分では338件中区が54件、瀬戸地区を除く東区が249件、瀬戸地区が35件になります。

以上の計画内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案とおりの承認意見となっています。

以上です。

議長  
全員  
議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

ありません。

それでは申請等(3)、(4)、(5)の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

清水副主査

3ページ1番から5ページ8番までの8件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は、すべて無しです。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長  
全員  
議長

以上の説明について、何かご意見がありますか。

異議なし。

それでは、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、8件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査

報告(1)4条届については、6ページ1番から4番の4件です。転用目的は共同住宅が1件、宅地造成が1件、長屋建て住宅が1件、グループホームが1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、先ほど報告しましたように13番が取り止めになりましたので

7ページ1番から10ページ16番までの15件です。転用目的は宅地造成が1件、分譲住宅地が4件、建売住宅が1件、露天駐車場が1件、集合住宅が1件、自己専用住宅が4件、集合住宅敷地が1件、露天資材置場が2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、11ページ1番から13ページ12番までの12件です。解約理由は、耕作目的が8件、耕作目的及び一部転用目的が2件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当届については、14ページ1番の1件で、内容は農業用水路です。

報告(5)農地改良届については、15ページ1番から3番の3件で、内容は普通野菜畑が2件、果樹園が1件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。  
全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。  
続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 各種表彰受賞者、農業委員会だより(第89号/12月1日号)編集委員会、農業委員・推進委員視察研修の実施行程案について説明する。

岸本職務代理者 それでは何か、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時 6分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員